

就学前児童（0～5歳）の
保護者の皆様へ

甲佐町こどもゆめプラン

～子ども・子育て支援事業計画・次世代育成支援対策地域行動計画～

概要版



花と緑と鮎の町



甲佐町

はじめに

一人ひとりの子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指して、平成 27 年4月から「子ども・子育て支援新制度（以下：新制度）」がスタートします。新制度では、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識のもとに、実施主体となる市町村が子どもや子育て家庭に応じ、さまざまな支援をおこないます。

また、市町村は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を推進するため、事業計画を策定します。本町では計画の策定にあたり、保護者や事業主、専門家など幅広い分野から選出された委員より構成する「甲佐町子ども・子育て支援会議」において内容の審議をしてきました。

計画の概要について市民の皆さまに知っていただくとともに、計画がよりよいものとなるよう、保護者の皆様や行政だけでなく、地域全体で子どもや子育てを支えるため、計画推進へのご協力、ご支援をいただきますようお願いいたします。

子ども・子育て支援事業計画とは

「子ども・子育て支援法」にもとづき市町村が策定する計画であるとともに、平成 17 年から進めてきた「次世代育成支援行動計画」の後継となる、子ども・子育てに関する総合的な指針でもあります。

●子どもと子育て家庭はもちろん、住民みんなを対象とした計画です

生まれる前から乳幼児期、青少年期の子どもとその保護者に加え、地域社会を構成するすべての住民を対象としています。

●平成 27 年度から 5 年間の計画です

本計画は平成 27 年度から平成 31 年度までの5年を計画期間としています。

●お住まいの地域における支援の充実を図ります

妊娠・出産期から子どもの発達に応じた支援を進めるために、子どもや保護者にとって身近な地域において、サービスの充実、支援ネットワークの確立を図ります。

●幼児教育や保育の供給体制を計画的に整備します

平成 25 年度に実施したニーズ調査にもとづき、計画期間中に幼稚園や保育所、認定こども園などの利用希望を需要量として見込み、それに対する供給量の目標値を定め、計画的な施設整備を進めます。

●子どもの健やかな成長を促す多様な施策を進めます

子どもの成長段階に応じ、福祉、教育、医療、まちづくりなど様々な分野が連携した取組を進めます。



計画の基本的な考え方

甲佐町の未来を担う子どもたちが個性豊かに生きる力を身につけ、元気に育つことができるよう、地域全体で児童の健全育成や子育て支援を進めていくことが必要となります。そのため、本計画においては、「元氣はつらつ甲佐っ子」を基本理念として計画の推進を図ります。

基本理念

「元氣はつらつ甲佐っ子」

基本目標

① 地域 ～誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり～

(1) 地域における子育て支援

若い世代が子育ての悩みを一人で抱え込まないように安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てていくことができるようにするため、社会全体で子育て家庭を支援し、家庭や地域の機能を支えるための仕組みを構築していくことが重要です。

(2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

女性の家庭と仕事の両立を支援するだけでなく、男性の家事や育児等への積極的な参加を促す必要があります。また、企業に対しても育児と仕事の両立に関して理解を促していく必要があります。

② 親 ～親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備～

(1) 母と子の健康づくり

妊婦健康診査により、ハイリスク妊婦の早期発見及び支援を行います。また、乳幼児健診や乳児教室の工夫により、保護者の育児不安が軽減できるよう努めます。

(2) 援助の必要な家庭への支援

児童虐待による要保護児童に対しては、関係機関と連携を図りながら早期に対応できるような体制づくりに努めます。ひとり親家庭に対しては、各種支援事業や福祉資金貸付制度等の情報提供を行うとともに、相談体制の充実を図ります。障がい児に対しては、障がいを早期に把握し、保護者がその子の成長を見守ることができるように専門医師などによる療育相談や保健師による家庭訪問、療育指導教室への参加などのコーディネートを行います。

③ 子ども ～子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進～

(1) みんなで育てる地域の輪づくり

子どもたちが健やかで創造性豊かに育つための教育を、学校・家庭・地域社会が一体となって進めていきます。

(2) 子どもを見守る地域の環境づくり

住環境や道路交通環境の整備により、安心して暮らすことができ、かつ子育てに適したまちづくりを行います。また、地域で子どもたちを見守ることで、犯罪や交通事故が可能な限り起きにくくなるよう努めます。

教育・保育提供区域の設定

本町では、教育・保育の区域は、区域内の量の見込み、量の調整に柔軟に対応できることや、利用者の細かなニーズ（勤務状況に合わせた保育所利用、教育・保育の特性を踏まえた選択肢）に柔軟に対応できること、本町は様々な地域性を持っているため、特徴のある教育・保育を利用者が選べるなどのメリットから、町全域（１区域）で教育・保育の量の見込みを定めていきます。



教育・保育事業

新制度において、幼稚園、保育所等の利用を希望する場合は、まず町に申請して「保育の必要性の認定」を受け、３つの認定区分のいずれかの認定証を発行してもらう必要があります。



保育の必要性の認定区分

1号認定 子ども	満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子ども	施設等利用先 幼稚園、認定こども園
2号認定 子ども	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	施設等利用先 保育所、認定こども園
3号認定 子ども	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた子ども	施設等利用先 保育所、認定こども園、小規模保育等

教育・保育事業を実施する施設等

幼稚園	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う施設です。地域の子育て支援も行います。
保育所	就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設です。
地域型保育	保育所（原則20人以上）より少人数の単位で、0～2歳の子どもを預かる事業です。①家庭的保育（保育ママ）、②小規模保育、③事業所内保育、④居宅訪問型保育の4タイプがあります。

量の見込みと確保方策（幼児期の教育・保育）

幼児期の教育・保育の量の見込み、特定教育・保育施設、地域型保育事業等の確保方策及び実施時期を次のとおり設定します。

1号認定

幼稚園・認定こども園

[3歳以上・教育]

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	3	3	3	3	3
②確保方策	3	3	3	3	3
過不足（②－①）	0	0	0	0	0

2号認定

保育所・認定こども園

[3歳以上・保育]

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	289	283	274	265	256
②確保方策	260	260	260	260	260
過不足（②－①）	-29	-23	-14	-5	4

3号認定

保育所・認定こども園・地域型保育事業

[3歳未満・保育]

単位：人

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み（必要利用定員総数）	150	143	140	137	132
②確保方策	140	140	140	140	140
過不足（②－①）	-10	-3	0	3	8



量の見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）

子ども・子育て家庭を対象とするさまざまな子育て支援の充実を図り、多様な保育ニーズに対応します。

※上段：量の見込み、下段：確保方策

事業名	事業概要		確保方策	
			平成 29 年度	平成 31 年度
①利用者支援事業	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。		町の総合保健福祉センターにより実施します。	
②特別保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。		180 人 180 人	168 人 168 人
③放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。		85 人 85 人	77 人 77 人
④子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）です。		82 人日 82 人日	77 人日 77 人日
⑤乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。		90 人 90 人	90 人 90 人
⑥養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。		実施体制：6名 実施機関：総合保健福祉センター	
⑦地域子育て支援センター事業	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。		60 人回 60 人回	60 人回 60 人回
⑧一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった者について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。	在園児対象	758 人日 758 人日	707 人日 707 人日
		在園児以外対象	377 人日 377 人日	354 人日 354 人日
⑨病児病後児保育事業	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。		36 人回 36 人回	34 人回 34 人回
⑩ファミリーサポートセンター事業	小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。		21 件 21 件	20 件 20 件
⑪妊婦健康診査助成事業	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。		140 人回 140 人回	140 人回 140 人回

施策の展開

1 地域 ～誰もが個性を認め合い、より住みやすい地域づくり～

(1) 地域における子育て支援

- ・通常保育事業
- ・延長保育事業
- ・一時保育事業
- ・障がい児保育事業
- ・病児病後児保育事業
- ・放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）
- ・多様な保育需要への対応
- ・ファミリーサポートセンター事業
- ・地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）
- ・子育てにおける相談体制・情報提供体制
- ・保育料の軽減
- ・出生児祝金
- ・子育てに関する経済的負担の軽減
- ・保育・教育環境等施設整備の充実

(2) 家庭と仕事の両立や多様な働き方の実現

- ・仕事と子育ての両立推進
- ・男女共同参画の推進

2 親 ～親が安心とゆとりを持って子どもを生み育てることができる環境整備～

(1) 母と子の健康づくり

- ・母子健康手帳交付
- ・妊婦健康診査
- ・妊婦健康相談
- ・乳児家庭訪問
- ・乳幼児相談
- ・乳幼児健康診査
- ・10ヶ月児教室
- ・乳幼児予防接種
- ・歯の健康づくり
- ・食育の推進

(2) 援助の必要な家庭への支援

- ・要保護児童対策
- ・ひとり親家庭への支援
- ・障がい児への支援
- ・上益城地域療育事業「わいわいなかま」
- ・障がい児への手当て等

3 子ども ～子どもが心身ともに生き生きとすこやかに育つ施策の推進～

(1) みんなで育てる地域の輪づくり

- ・公民館講座（遊び・子ども講座）
- ・公民館自主講座（キッズダンス）
- ・体験学習
- ・総合的な学習の時間
- ・環境教育の推進
- ・エコスクール活動
- ・「あつまれ子どもたち（1泊2日）」まるごと自然体験事業
- ・伝統文化の継承活動
- ・子ども会活動の推進
- ・児童の居場所づくり等
- ・町民センターの活動
- ・基礎学力と教育課程の充実
- ・学校施設整備計画
- ・国際交流活動
- ・情報教育
- ・スクールカウンセラー
- ・赤ちゃんふれあい体験
- ・思春期保健対策
- ・学校評議員制度

(2) 子どもを見守る地域の環境づくり

- ・住宅・住環境
- ・公営住宅
- ・安全な道路交通環境の整備
- ・防犯灯の設置推進
- ・交通安全指導
- ・チャイルドシートの利用啓発
- ・子どもを犯罪から守るための取り組み
- ・通学における安全対策
- ・子どもを有害環境等から守るための取り組み



甲佐町こどもゆめプラン 概要版

発行年月：平成 27 年 3 月

発 行：甲佐町 福祉課

〒861-4696 熊本県上益城郡甲佐町豊内 719 番地 4

☎ 096-234-1111 (代)